

仕様書（使用する場合）

1 総則

この仕様書は、広島市（以下「本市」という。）が所有する旧消防艇「ひろしま」（52トン級消防艇）1艇を売却するにあたり、必要事項を定める。

2 売払物件

旧消防艇「ひろしま」（船舶番号：136143） 一式（積載物品を含む）

(1) 売払物件の詳細は別紙のとおり。

(2) 売払物件は、「使用する場合」又は「解体する場合」として売払うものとし、「使用する場合」としての買受けを希望する者は、本仕様書によることとし、「解体する場合」としての買受けを希望する者は、「仕様書（解体する場合）」による。

3 保管場所（引渡場所）

広島市南区宇品海岸三丁目12番 アクタス広島店前

宇品中央旅客棧橋（デポルトピア前棧橋）

4 履行期限

令和6年5月31日（金）までに各種手続きを完了し、本船を保管場所（引渡場所）から搬出すること。

5 売払物件について、積載している物品等は現状のまま引き取ること。法定備品等の一部が撤去されている場合があるので、必要なものについては買受人の負担で用意すること。

6 売払物件の所有権移転に関する手続き及び引受に要する費用は、すべて買受人の負担とする。

7 搬出に際して、自力で航行して引き取る場合は安全に配慮して実施するとともに、必要な燃料及び海技免状等を有する船員を確保して搬出すること。また、えい航等で引取の場合は、必要な手続きを実施の上、買受人が手配する係留場所又は保管施設まで搬出すること。

なお、日程調整については、本市と綿密に支障ないように調整の上、実施すること。

8 買受人は、売払物件の船名を変更し、所有権移転に伴う所要の手続き（所有権移転登記、所有権変更登録及び船舶国籍証書の書換等）を速やかに完了し、その内容が確認できる書類を提出すること。

9 買受人は、売払物件引受後の処置を、関係法令等に準拠し関係官庁等と十分打合せの上、行うこと。

10 買受人は、売払物件の引受に際して事故のないよう留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。

11 買受人は、売払物件の「広島市消防局」、「ひろしま」等の船名及び消防章等を除去し、再使用できないように措置すること。

12 買受人が売払物件を船舶として使用する場合は、売払物件と本市所管の現有船舶との区別が明確になるよう適切な方策を講ずること。

13 買受人は、上記11及び12の履行内容が確認できる写真を速やかに提出すること。

14 売払物件の外国船舶としての使用は認めない。

15 契約締結後5年間は、本市の承認を得ずに、提出した利用計画書の内容に反した使用を

行った場合には、違約金を徴収する。

- 16 契約締結後5年間は、本市の承認を得ずに、所有権の移転、権利の設定又は合併を行った場合には、違約金を徴収する。
- 17 契約締結後5年間は、毎年、本市が定める日に、利用計画書に準じた使用状況報告書を提出するとともに、本市が必要と認める場合には、船舶の現況が分かる写真及び船舶登記簿謄本等を提出すること。
なお、提出に応じなかった場合等には、買受人から違約金を徴収する。
- 18 買受人の義務の不履行によって損害が生じた場合には、損害賠償金を徴収する。
- 19 その他詳細については、本市の指示によること。
- 20 本仕様書及び提出した利用計画書の写しは、契約書に添付するものとする。
- 21 本仕様書に疑義を生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。
- 22 買受人は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。

仕様書（解体する場合）

1 総則

この仕様書は、広島市（以下「本市」という。）が所有する旧消防艇「ひろしま」（5.2トン級消防艇）1艇を売却するにあたり、必要事項を定める。

2 売払物件

旧消防艇「ひろしま」（船舶番号：136143） 一式（積載物品を含む）

(1) 売払物件の詳細は別紙のとおり。

(2) 売払物件は、「使用する場合」又は「解体する場合」として売払うものとし、「解体する場合」としての買受けを希望する者は、本仕様書によることとし、「使用する場合」としての買受けを希望する者は、「仕様書（使用する場合）」による。

3 保管場所（引渡場所）

広島市南区宇品海岸三丁目12番 アクタス広島店前
宇品中央旅客棧橋（デポルトピア前棧橋）

4 履行期限

令和6年5月31日（金）までに各種手続きを完了し、本船を保管場所（引渡場所）から搬出すること。

5 売払物件について、積載している物品等は現状のまま引き取ること。

6 売払物件の引受、解体、抹消登録等に必要な費用は、全て買受人の負担とする。

7 回航、解体等にあたって、関係官庁等に対する各種手続等は買受人が行い、当該関係官庁等の指示に従うこと。

8 買受人は、解体場所が決定次第、速やかに本市に報告すること。

9 買受人は、売払物件を引渡場所から解体場所まで搬出すること。

10 搬出に際して、自力で航行して引き取る場合は安全に配慮して実施するとともに、必要な燃料及び海技免状等を有する船員を確保して搬出すること。また、えい航等で引取る場合は、必要な手続きを実施の上、買受人が手配する解体場所まで搬出すること。

なお、日程調整については、本市と綿密に支障ないように調整の上、実施すること。

11 買受人は、えい航、解体等にあたっては事故及び災害発生防止に留意し、必要に応じて適切な予防措置を講ずるとともに、事故又は災害発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。

12 買受人は、売払物件の「広島市消防局」、「ひろしま」等の船名及び消防章等を除去し、再使用できないように措置すること。

13 解体は、物件引取後180日以内に行うこと。

14 解体が完了したときは、関係官庁等の発行する解撤証明書、船舶原簿の謄本及び上記12の履行内容を含む解体内容が確認できる写真を提出すること。

15 その他詳細については、本市の指示によること。

16 本仕様書は、契約書に添付するものとする。

17 本仕様書に疑義を生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。

18 買受人は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。